

5 陳 情 第 4 6 号	西大久保公園の猫ハウス設置に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和5年11月15日受理、令和5年11月30日付託
陳 情 者	新宿区北新宿 代表者

(要 旨)

現在、西大久保公園で生活している地域猫5匹の「健康と安全を担保する設備」として、また、円滑な地域猫活動を行うにあたって、必要な設備と判断しましたので、当団体（地域猫食堂）が給餌活動を行っている西大久保公園の給餌場所に猫ハウス設置の許可を区長が行うよう、区議会から要請してください。

(理 由)

当団体（地域猫食堂）は、新宿区の地域猫サポーターとして西大久保公園を含む、近隣（5か所）で生活している地域猫20匹の毎日の給餌（1日2回）及び、医療などのケアと併せて、地域の美化活動のボランティア活動を行っています。

※西大久保公園の地域猫は5匹。

西大久保公園の地域猫活動に於いては、下記の理由により「地域猫の健康と安全を担保」する面からも、「地域の美化を維持」する面からも西大久保公園の給餌場所に地域猫が定住できる猫ハウスを設置する事が最も、有効な手段であるとの見解から、西大久保公園の地域猫の給餌場所に猫ハウス設置を新宿区長に許可して頂きたく、この度の陳情に至りました。

- 1 西大久保公園は公園の開門時間（午前6時30分から冬季17時・夏季18時）が決まっており、尚且つ、開門時間内は、平日2名、土日祝5名の警備員が常駐して公園内の警備にあっている事。
- 2 猫ハウス設置場所（給餌場所）は、一般の方々は立ち入り禁止区域になっている事。
- 3 猫ハウス設置場所（給餌場所）の真上に新宿警察署の防犯カメラが設置されている事。
- 4 西大久保公園で生活している地域猫5匹が猫ハウス設置により、給餌場所に定住するようになれば、近隣の糞尿被害や猫被害も回避できる事。
- 5 西大久保公園周辺は、大半が繁華街であり、通行人の殆どが、観光客など地域外から来られる方々である事。また、外国籍の方々が居住されており、中には猫を食用としている食文化がある国の方もおられ、公園で生活している地域猫が公園外に出ている事。

5 陳情第 46 号

けば、虐待の被害にあうリスクが非常に高い地域である事。

- 6 西大久保公園近辺には、職安通り、大久保通りなど、交通量の多い道路もあり、地域猫が公園外に出て行った場合、轢死の被害にあうリスクが非常に高い環境下である事。